主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

被告人から金一五万円を追徴する。

原審における訴訟費用中証人A、同B、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同Iに支給した分は被告人と原審相被告人Jとの連帯負担とし、証人

K、同Lに支給した分は被告人の単独負担とする。

理由

(控訴趣意)

本件控訴の趣意は、弁護人下村末治、同鎌倉利行、同三瀬顕、同近藤正昭、同野間督司共同作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当裁判所の判断)

一 職務権限に関する法令適用の誤の主張について

論旨は、要するに、原判決は、被告人が堺市長として、同市の行政財産である市立M病院を管理し、用途または目的を妨げない限度においてその目的外使用を許可する職務権限を有するほか、私立医科大学の設置について、文部大臣の諮問機関をあるN及びO等に対し意見を述べる職務権限を有していたと判示しているが、私立医科大学の設置は私人が文部大臣の認可を得て行なうものであつて、同大臣の諮問機関であるN、Oの手続をみても普通地方公共団体の長の意見を聴かなければないない旨の明文の規定はなく、また、普通地方公共団体の長がN、Oに対し意見を述べる和けでもないから、被告人が堺市長としているを述べる職務権限を有していたということはできず、原判決といるに対し意見を述べる職務権限を有していたということはできず、原判決といるのである。

まず、私立大学の設置に関する法令の規定をみるのに、文部大臣が大学を設置しようとする者の提出した大学設置認可申請書及び寄付行為認可申請書を受理すると、大学設置認可申請についてはOに、寄付行為認可申請についてはNにそれぞ認問を発し、これを受けた両審議会がそれぞれ書類審査、現地調査、関係者からの事情聴取等を経て可あるいは不可等の議決をし、文部大臣に答申をした後、同大臣がこれらの答申に基づき設置の認可、不認可の決定を下すことになつており(文部省設置法二七条、学校教育法六〇条、O令、私立学校法一八条、三一条、N運営規則等参照)、所論のとおり、右設置について普通地方公共団体の長がN、Oに対し意見を述べうる旨の明文の規定は存しない。

ものと解されるのである。 そこで、堺市長である被告人がJの企図したP医科大学の設置についてN、Oに対し意見を述べることが果して堺市の事務の執行といえるか否かの検討に移るに、 原判決の挙示する関係証拠によると次のような事実が認められる。

- (1) 被告人は、昭和四六年四月二五日施行の堺市長選挙に立候補して当選し、同年五月一日同市長に就任したものであるが、右選挙においては堺市への大学誘致を公約の一つにかかげ、市民のための教育施設の充実等を図ろうとしていた。
 - (2) 一方、」は、昭和四五年二月ころ大阪府下に医科大学を設置することを

企てて校地の選定、教授陣の獲得、財源の確保等の活動を始め、同年一一月学校法人P医科大学設立発起人会代表となり、後に同大学設立準備委員会代表となつて、同大学新設に伴う手続事務を掌理遂行し、昭和四六年九月三〇日文部大臣に対し、同大学の設置場所を大阪府南河内郡 a 町と定めて同大学設置認可申請書と同大学寄付行為認可申請書を提出した。

- (3) ところで、医科大学の設置に際しては、附属病院を開設することが必要とされているが、本件の発生した昭和四六年当時においては、大学設置時に附属病院を開設できない場合、遅くとも第五年次の始まるまでに附属病院を開設し、そまでの間は暫定措置として相当規模の病院(いわゆる暫定病院)を開設していることが必要とされていたほか、私立医科大学の設置者と暫定病院となる国公立病院の設置者との関係については、その間に密接な関係があり、かつ、病院の運営についての協定が存在し、相互に一体的な運営を行ないうることが、必要とされていたて、「大学設置基準」昭和三一年一〇月二二日文部省令第二八号、「医科大学(学部)基準について、昭和四三年九月一九日〇医学専門委員会決定、「医科大学(学部)
- (「大字設置基準」昭和三一年一〇月二二日文部省令第二八号、「医字部設置審査基準について」昭和四三年九月一九日〇医学専門委員会決定、「医科大学(学部)設置に伴う年次計画について」昭和四四年五月二九日医学専門委員会決定・同四六年七月二九日改正等参照)。しかして、」としては、附属病院を開設するだけの資金的余裕がなかつたため、これを暫定病院でまかなうことにし、昭和四六年九月上旬、市立M病院の設置、管理者である被告人に対し、同病院をa町に設置予定のP医科大学の暫定病院として使用することを許可されたい旨の依頼をした。
- (5) その後被告人は、のちに認定するような経過からJの要請に応じ、同年一月二二日市立M病院の会議室で同病院の暫定病院としての適格性につきO委員による現地調査が行なわれた際、その席上に市会議長Kらを伴つて出かけて行き、右委員らに対し、自分は堺市長であることを告げたうえ、「堺市はP医科大学のため市立M病院を暫定病院に使つてもらうなど大学設置には全面的に協力し、密接な連絡をとつております。医師不足であり、医科大学ができることについては非常に市民は期待しておりますので、よろしくお願いします」と挨拶し、堺市がP医科大学の設置を期待し、その実現のため力を入れて臨んでいることを示し、同大学の設置で要望する意見を述べた。
- (6) 大学設置及び寄付行為認可申請については、O、Nの答申が事実上尊重され、その答申如何によつて、文部大臣の認可、不認可の決定かなされる実情であった。

以上認定の事実関係ことに被告人が市立M病院をP医科大学の暫定病院として使用許可するにいたつた経緯、Oの現地調査の席上での被告人の発言内容に徴すると、被告人は、Jの企図したP医科大学の設置が実現し、また、その附属病院が開設されることによつて、同大学の所在地であるa町に隣接する堺市としては自らが学校及び病院を設置した場合と同じように市民の教育、健康及び福祉の増進を図ることが期待できるところがら、堺市としても、同大学の設置を実現させることを企図していたものであつて、被告人が同大学の設置について設置認可を実質的に決定

するN及び〇に対し意見を述べることは、堺市長として、同市の右目的を達成する ためであつたことが認められるのである。

ところで、地方自治法二条二項は普通地方公共団体の事務を規定し、同条三項は I項目にわたつてその事務の内容を例示しているところ、普通地方公共団体は、 本来、その公共事務を処理することを存立の目的とするものであるから、法令によ る制限がある場合を除いて、当該普通地方公共団体の裁量において多種多様の公共 事務を処理することができる。すなわち、普通地方公共団体は、本来の公共事務と して、住民の福祉増進を目的とする各種施設(学校、病院、公園等)の設置、 や各種事業(水道、下水道、ガス等)の経営を行なうことができることはもちろんのこと、普通地方公共団体が自らこれら施設の設置や事業の経営を行なうことな く、その設置等の目的を達成するため、たとえば、私人の学校、病院、工場等を当 該普通地方公共団体あるいはその隣接市町村に誘致し、その設置の実現を図ること もまた、同法二条二項に掲げられた普通地方公共団体の公共事務の範疇に属すると 解せられるのである。そうだとすると、本件の場合においても、堺市が市民の教育、健康及び福祉の増進を目的として私立のP医科大学の設置を実現することは、大学の設置を中心に考えると、同法二条三項五号の「その他教育に関する事務」に、附属病院の設置を中心に考えると、同項一号の「住民の健康、福祉を保持する」と、 事務」に該当し、同市の処理すべき公共事務の範疇に属するものであつて、被告人 が同大学の設置実現のためN、Oに対し意見を述べることは、同市の事務を管理執 行する市長としての職務権限の範囲に属する行為と解するのが相当である。なお、 所論の指摘する判例は本件とは事案を異にし、適切ではない。

以上のとおり、被告人が私立医科大学の設置についてN、O等に対し意見を述べ る職務権限があったことについての原判決の認定は正当であって、原判決には所論 のような法令適用の誤はない。論旨は理由がない。

賄賂性等に関する事案誤認の主張について

(イ)被告人がJから受け取つた現金一〇〇万円は、N会長 論旨は、要するに、 Qらに対する運動資金であつて、被告人の職務に関する賄賂ではなく、被告人には それが賄賂であることの認識もなかつた、(ロ)被告人は右現金をJに返還する意 思を有しており、収受の意思がなかつた、と原判決の事実誤認を主張するのであ る。

調査するのに、原判決の挙示する関係証拠によると、賄賂性及びその認識も収受の意思も十分にこれを認定することができる。すなわち、右証拠を総合すると、さ きに被告人の職務権限の関係で判示した事実関係のほか、次のような事実か認めら れる。

Jは、P医科大学の設置認可申請手続を進めるにあたり、さきに認定し (1)たとおり、附属病院を開設する資金的余裕がなかつたので、昭和四六年三月ころか らR病院、S病院などと暫定病院としての使用について交渉をはかつたものの色よ い返事を得ることができず、その他の病院も文部省の方針からみて大学設置予定地 のa町との距離的基準に合致しないなど思うように事が進捗しなかつたばかりか、 大学設置及び寄付行為認可申請書の提出期限が同年九月三〇日と押し詰まつてきて いたため、最終的には地理的条件に恵まれたT病院と市立M病院の二つに的をしぼ り、同年八月末、まずT病院に打診したが断られ、同年九月上旬、市立M病院長U に同病院の使用許可を申し入れた。そして、同人から管理者である市長の許可が必要であると聞き及び、そのころ市長室で被告人と会つて、P医科大学の設置のため暫定病院を備えることの必要性を説くとともに、市立M病院を同大学の暫定病院として使用することを許可されたい旨懇詩した。これに対し、被告人から好意的な能 して使用することを許可されたい旨懇請した。これに対し、被告人から好意的な態 度が示され、議会ならびに病院事務当局とも相諮つて善処することが約され、同月 二五、六日ころには使用許可の内定がJに伝えられ、書類提出期限の前日である同 月二九日正式許可が下りたので、Jは、翌三〇日の期限末日に漸く大学設置及び寄

付行為認可申請書の提出を了することができ、事務員らともども喜び安堵した。 (2) その後、Jは、同年一一月一〇日ころ両審議会の現地調査の日程等の通知に接し、翌一一日ころ、事務員Eに指示して被告人宛の手紙(当裁判所昭和五三 年押第三四六号の一五、以下「証一五号」と略称する)を書かせ、その書中で、さ きに市立M病院をP医科大学の暫定病院としての使用許可を得たことの礼を述べた うえ、Nが同月一九日に、Oが同月二二日にそれぞれ現地調査をする運びとなつた のでこれら現地調査に出席してほしい旨を依頼し、これを速達便で郵送させ、被告 人は、翌一二日ころ、これを受け取つて内容を了知した。 (3) このようにP医科大学の設置手続が進捗する一方、市立M病院の暫定病

院としての適格性に少なからぬ不安を抱いていた」は、同病院についての現地調査の結果如何がP医科大学の設置認可の可否に大きく影響すると考え、被告人に対し、さきに市立M病院を同大学の暫定病院としての使用許可を依頼してその許可を得たことの謝礼、及びNとOの現地調査に臨席して委員らに対し同病院を暫定病院として異存なく許可したことなど同大学のため有利な意見を述べられたい旨の依頼に伴う謝礼として、現金を贈ろうと決意するにいたり、同月一四日、自宅に呼んだ設立準備委員会事務局次長Vに白紙包の現金一〇〇万円入りの茶封筒を渡し、これを被告人のもとに届けるよう指示し、あわせてその際、被告人にはさきの証一五号の手紙と同様暫定病院の使用許可につき種々世話になつたこととN及びOの現地調査当日に出席方を依頼する旨をしたためた手紙を同封するよう申し付けた。

- (4) Jから命を受けたVは、早速、Jの指示に沿つた内容を前記Eに口授して便箋に筆記させ、これをJから受け取つた現金一〇〇万円入りの茶封筒に同封したうえ、同日午後四時ころ、Eとともに被告人方を訪れ、応待に出た被告人の長女W(当時二二歳)に対し、右茶封筒にV自身のP医科大学設立発起人の肩書のある名刺を添えて差し出し、「この書類を先生に見てもらつてください」と申し述べて海苔入り手提袋とともに手渡した。
- (5) これを受け取つた右Wは、茶封筒と名刺を被告人の寝室の枕元に置き、同日夜、帰宅した被告人にVの伝言を伝え、これを了承した被告人は、そのころ右茶封筒を開披し、同封の書簡の趣旨及び現金一〇〇万円(一万円札一〇〇枚)が在中していることを確認したうえ、現金一〇〇万円は新聞紙に包んでいつたん同寝室の押入れの中の和タンス戸袋内の小引出に仕舞つた後、翌年三月五日ころ、これを取り出し裸金にして右タンスの戸袋下右端の引出に移し替え、家人が自由に使用できる状態にしておいた。

以上認定の事実関係に徴するときは、Jが市立M病院をP医科大学の暫定病院としての使用許可を依頼しその許可を得たことの謝礼、及びNとOの現地調査に出席し同大学の設置のため有利な意見を述べられたい旨を依頼しその謝礼の趣旨で、被告人に対し本件現金一〇〇万円を贈与し、被告人もその趣旨で贈与されることを認識しながらこれを受け取つたこと、それ故にこそさきに認定したとおり被告人はOの現地調査に出席して同大学の設置認可を要望する意見を述べるにいたつていることが明らかであつて、被告人がその職務に関して右現金を収賄したものというほかなく、職務とは無関係にこれを受け取つたものとはとうてい解することができない。

所論は、本件現金は被告人と遠戚関係にあるN会長Qらに対する運動資金の趣旨 として供与されたものであつて、そのことは、QらNの現地調査が行われた日の前夜被告人がJをQに引き合せて夕食を共にする機会をつくつていること、また、N の答申が出された後被告人がJのためQの自宅を訪れていることからして明らかで あり、本件現金の供与をもつて被告人の職務に関する賄賂とみることはできない、と主張する。なるほど、関係証拠によると、被告人がJの依頼により所論のようにJをQに引き合せ会食の機会をもつていることが認められるが、Jから右依頼があ つたのは本件現金が供与された後の昭和四六年――月―七日ころのことであるのみ ならず、右会食の費用もJにおいて支払つているものであつて、 これらのことから 被告人に対するJの真の依頼の趣旨が所論のとおりであつたと推定することは、時 期的にみて合理性に欠けるばかりでなく、証一五号の手紙及び本件現金とともに被告人に届けられた手紙の内容とも矛盾し、とうてい容認することはできない。また、Nの答申がなされた同年一二月一五日より後の同月二九日ころ被告人がQ方を 訪ねていることも証拠上明らかであるが、それとても被告人が予算折衝のため上京 した際立ち寄つてP医科大学の件についてそれとなく打診したというだけで、運動 めいた言動には出ておらず、ことにその時期がNにおいて不可決定の答申がなされ のいた言
別には出ておりす、ことにての
時期がいにおいてかり
次定の
台甲がなられた
後で最早その決定を動かし難くなつた段階であることからみても、被告人の右訪問の事実をもつて本件現金の趣旨を所論のごとく理由づけることは牽強付会のそしりを免れない。のみならず、Jが被告人からQに対する運動の状況を聞き、あるいは被告人がこれをJに知らせたとうかがわせる事跡はまつたく存しないのである。本件現金をもつて所論の趣旨で供与されたものと認めることはとうていできない。 所論に沿うJの原審公判廷での供述、被告人の捜査官に対する供述、原審及び当審 での各供述はいずれもたやすく措信ずることはできない。所論は、むしろJの捜査 官に対する供述調書こそ信用性がないと主張するけれども、Jの原審公判廷での供 述をみると、たとえば、被告人に対し自ら直接暫定病院としての使用許可を依頼し た動かし難い事実についても、検察官の質問に対し「挨拶ぐらいに行つたかもわか

らんけど」などと言葉を濁し、検察官から捜査段階における供述との矛盾を指摘されるや、「次回まで記憶喚起させていただきます」と述べるなど、真摯な供述態度がうかがわれず、その供述経過は極めて暖味かつ不自然であるのに対し、捜査官に対する供述調書中には右のような不自然な点が存しないばかりでなく、本件現金の趣旨が原判示に沿うものであることを一貫して認め、これを被告人に供与するにいたつた経過など具体的で迫真性に富み、客観的事実関係にも符合する内容のものであることなどの事情に照らすときは、右供述調書の信用性を肯認するのに十分である。

所論は、また、被告人は本件現金を返還する意思があつたと主張し、被告人も捜査、原審及び当審を通じて所論に沿う供述をしているけれども、被告人は本件現金を受領後五か月を経過し、本件が新聞等に大きく報道されるようになつた昭和四七年四月一一日ころはじめて、それも家人が自由に使える状況にしてあつたのを妻において一部費消した後、これを補填して返しているものであつて、それまでもし所かように返す気があればその機会がしばしばあつたのに、自らはもちろん家人を介するなどして返そうという言動を全くとつていないことなどに照し、被告人の右供述はとうてい措信ずることはできず、被告人の弁解を前提とした所論は採用することができない。

以上のとおりであるから、原判決には所論のような事実誤認はなく、論旨は理由 がない。

三 追徴額に関する法令適用の誤の主張について

論旨は、要するに、原判決は被告人に対し一〇〇万円の追徴を言い渡したが、被告人はJから提供された本件現金一〇〇万円のうち被告人の妻が費消した一五万円を除く残金八五万円に別の一五万円を加えてJに返還しているのであるから、原判決が右八五万円の分についてまで被告人からの追徴を命じたのは、刑法一九七条の五の適用を誤つたものである、というのである。

調査するのに、原審証人X、同Fの各証言、Yの検察官に対する各供述調書、Zの司法警察員及び検察官(二通)に対する各供述調書を総合すると、被告人の妻とは、昭和四七年三月中ころ、堺市農業協同組合の職員が被告人の右農協からの借受金に対する利息、登記手続費用等合計一五万五、六五七円の集金に来た際、寝室の押入れ内の和タンス戸袋下右端の引出の中に本件現金一〇〇万円(一万円札一〇〇枚)が入つているのを見付け、そのうち一五万円を取り出し他の小銭と合せて右集金の支払にあて、その後同年四月一一日ころ、一万円札一五枚を足して一〇〇万円にしたうえ、J方へ持参してその妻Fを介しJに返還したことが認められ、この認定を動かすに足りる証拠はない。

のみならず、本件の場合には、前記のとおり、賄賂の残金八五万円に一五万円を足して贈賄者に返還されたものであつて、返還時においては未だ賄賂である金員の特定性は失われていないとみるのが相当である。

したがつて、本件においては、返還された賄賂の残金八五万円について被告人からこれを追徴することは許されないといわなければならず、原判決には右の点に法令適用の誤があり、その誤は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

四 結論 よつて、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決中被告人に関する部分を破棄したうえ、同法四〇〇条但書に従い更に判決することとし、原判決の認定した事実にその挙示する各法条を適用し、主文のとおり判決をする。 (裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 香城敏麿 裁判官 鈴木正義)